



# 宮 崎 県 公 報

令和 7 年 2 月 17 日 (月曜日) 第 586 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

### 規 則

○教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… (教育庁) 1

### 告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1
- 指定障害児通所支援事業者の指定 (2件) …… (障がい福祉課) 1
- 指定障害児通所支援事業の廃止…………… ( " ) 2
- 保安林の指定…………… (自然環境課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定…………… ( " ) 2
- 特定水産資源の採捕の停止…………… (漁業管理課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… ( " ) 3

頁

### 公 告

- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( " ) 3
- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 3
- 宮崎県伝統的工芸品の指定…………… (国際・経済交流課) 4
- 宮崎県伝統工芸士の認定…………… ( " ) 4
- 知事が行う都市計画事業の変更の公告 (2件) (都市計画課) 4

### 人事委員会規則

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…………… 5

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 6
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 6

## 規 則

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第 2 号

#### 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (令和 6 年宮崎県条例第 41 号) の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

## 告 示

### 宮崎県告示第 69 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 55 条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和 7 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	指定年月日
染田 恵二郎 マッサージ延岡 P I N	延岡市瀬之口町 1 丁目 3-10	令和 6 年 12 月 27 日

### 宮崎県告示第 70 号

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番号	指定障害児通所 支援事業所		指定障害児通所 支援事業者		指定 年月日	事業等 の種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4551900097	放課後等デイサー ビス麦わらぼうし	東諸県郡国富町大 字竹田 228 番地 7	社会福祉法人 M A G	東諸県郡国富町大 字三名 2621 番地 5	令和 7 年 2 月 1 日	放課後等デイサー ービス

### 宮崎県告示第 71 号

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550300430	こども発達支援あっとおーる	延岡市方財町 157 番地	社会福祉法人方財福祉会	延岡市方財町 157 番地	令和7年4月1日	児童発達支援

**宮崎県告示第72号**

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		廃止年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4551900055	放課後等デイサービス麦わらぼうし	東諸県郡国富町大字竹田 228番地7	社会福祉法人エデンの園	東諸県郡国富町大字三名2621番地5	令和7年1月31日	放課後等デイサービス

**宮崎県告示第73号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字尾崎8594- 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字尾崎8594- 1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

す部分に限る。）、丙 325- 7

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第75号**

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第14条に基づく宮崎県資源管理方針（以下「方針」という。）別紙1- 3の第2の2から5までに定める宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業による漁獲量の総量及び方針別紙1- 4の第2の3及び4に定める宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業による漁獲量の総量が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）を超えており、法第33条第2項第1号に該当すると認める。

令和7年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

**宮崎県告示第74号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和7年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字山田丙 346- 1・丙 348（以上2筆について次の図に示

**宮崎県告示第76号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成27年宮崎県告示第 150号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除す

る。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和7年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
五ヶ瀬町	内の口(2)	I-1-2006	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第77号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成27年宮崎県告示第151号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和7年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒 区域の溪流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
五ヶ瀬町	内の口(2)	I-1-2006	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第78号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和7年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
五ヶ瀬町	内の口(2)	I-1-2006	急傾斜地の崩壊
五ヶ瀬町	荒谷-新①	II-1-8426-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第79号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和7年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒 区域の溪流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
五ヶ瀬町	内の口(2)	I-1-2006	急傾斜地の崩壊
五ヶ瀬町	荒谷-新①	II-1-8426-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和7年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
HIヒロセPRO宮崎江平店(仮称)  
宮崎市江平東2丁目8-12
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ホームインブループメントひろせ 代表取締役 田中美博  
大分県大分市古国府4丁目7番13号
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ホームインブループメントひろせ 代表取締役 田中美博  
大分県大分市古国府4丁目7番13号
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和7年10月5日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,300㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 50台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
建物側 25台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南側 74.3㎡
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物南側 8,800㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前6時10分 閉店時刻 午後9時50分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地北側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間

8 届出年月日

令和7年2月4日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和7年2月17日から令和7年6月17日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和7年2月17日から令和7年6月17日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

宮崎県伝統的工芸品の指定に関する要綱（昭和58年2月10日定め）の規定に基づき、宮崎県伝統的工芸品を次のとおり指定した。

令和7年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県伝統的工芸品	製作者を構成員とする組合等の名称（個人にあっては製造所の名称・屋号・商号）	組合等の所在地（個人にあっては事業所の所在地又は住所）	組合等の代表者の氏名（個人にあっては、氏名）	指 定 年 月 日
綾ガラス	株式会社 グラスアート黒木	東諸県郡綾町南俣1800-19	梶井 保和	令和7年2月17日

宮崎県伝統工芸士の認定に関する要綱（昭和58年2月10日定め）の規定に基づき宮崎県伝統工芸士を次のとおり認定した。

令和7年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮 崎 県 伝統工芸士	住 所	宮 崎 県 伝統的工芸品名	認 定 年 月 日
黒木 国昭	宮崎市生目台西1-19-2	綾ガラス	令和7年2月17日
上牧 正輝	北諸県郡三股町大字餅原268-1	ごったん	令和7年2月17日
田中 和子	宮崎市花ヶ島町柳ノ丸536-1 Seiマンション花ヶ島701	宮崎手袖「綾の手袖」	令和7年2月17日
杉田 文	宮崎市東大宮4-29-7	宮崎手袖「綾の手袖」	令和7年2月17日
橋倉 由美	延岡市西階町1丁目3717-10	のぼり猿	令和7年2月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による次の都市計画事業の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

令和7年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
都城広域都市計画道路事業 3・6・4号 都城坂元線
- 2 施行者の名称  
宮崎県
- 3 事業所の所在及び名称  
宮崎県都城市北原町24の21  
宮崎県都城土木事務所
- 4 事業地の所在  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による次の都市計画事業の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

令和7年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画道路事業 3・2・1号 安賀多通線
- 2 施行者の名称  
宮崎県
- 3 事業所の所在及び名称  
宮崎県延岡市愛宕町2の15  
宮崎県延岡土木事務所
- 4 事業地の所在  
収用の部分

変更なし  
使用の部分  
なし

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月17日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第4号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野					別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野				
第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野	第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野
職員採用試験(大学卒業程度)	建築	[略]	基礎能力検査 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文試験	[略]	建築	[略]	基礎能力検査 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文試験
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	建築特別枠	[略]	基礎能力検査 専門口述試験 人物試験 人物調査	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	建築(社会人)	[略]	基礎能力検査 専門・経験論文試験 人物試験 人物調査	専門・経験論文試験 数学・物理・情報学、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	基礎能力検査 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文試験
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受験資格
職員採用試験(大学卒業程度)	1 採用試験が行われる日の属する年度(以下「当該年度」という。)の初日の前日における年齢が満21歳以上満29歳未満(区分試験のうち一般行政(社会人)について受験しようとする場合にあっては満29歳以上満40歳未満、電気(社会人)、機械(社会人)、土木(社会人)、農業土木(社会人)、畜産(社会人)又は林業(社会人)について受験しようとする場合にあっては満29歳以上満45歳未満)の者

別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受験資格
職員採用試験(大学卒業程度)	1 採用試験が行われる日の属する年度(以下「当該年度」という。)の初日の前日における年齢が満21歳以上満29歳未満(区分試験のうち一般行政(社会人)について受験しようとする場合にあっては満29歳以上満40歳未満、電気(社会人)、機械(社会人)、土木(社会人)、 <u>建築(社会人)</u> 、農業土木(社会人)、畜産(社会人)又は林業(社会人)について受験しようとする場合にあっては満29歳以上満45歳未満)の者

<p>2 前号に該当する者であって、区分試験のうち土木特別枠、農業土木特別枠、畜産特別枠又は林業特別枠について受験しようとするものは、大学の卒業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者でなければならない。</p> <p>3 当該年度の初日の前日における年齢が満21歳未満の者で大学の卒業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者（一般行政（社会人）、電気（社会人）、機械（社会人）、土木（社会人）、農業土木（社会人）、畜産（社会人）又は林業（社会人）以外の区分試験について受験しようとする者に限る。）</p> <p>4 [略]</p>	<p>2 前号に該当する者であって、区分試験のうち土木特別枠、<u>建築特別枠</u>、農業土木特別枠、畜産特別枠又は林業特別枠について受験しようとするものは、大学の卒業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者でなければならない。</p> <p>3 当該年度の初日の前日における年齢が満21歳未満の者で大学の卒業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者（一般行政（社会人）、電気（社会人）、機械（社会人）、土木（社会人）、<u>建築（社会人）</u>、農業土木（社会人）、畜産（社会人）又は林業（社会人）以外の区分試験について受験しようとする者に限る。）</p> <p>4 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>職員採用試験（高等学校卒業程度）</p> <p>当該年度の初日の前日における年齢が満17歳以上満21歳未満の者</p>	<p>職員採用試験（高等学校卒業程度）</p> <p>当該年度の初日の前日における年齢が満17歳以上満21歳未満（<u>区分試験のうち一般事務又は警察行政について受験しようとする場合にあっては、満17歳以上満25歳未満</u>）の者</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**選挙管理委員会告示**

**宮崎県選挙管理委員会告示第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年2月3日現在次のとおりである。

令和7年2月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,555人  
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 209,713人

**宮崎県選挙管理委員会告示第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年2月3日現在次の

とおりである。

令和7年2月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修  
 児湯郡選挙区 18,172人